



多治見カントリークラブ
乗用カート利用約款



多治見カントリークラブ

乗用カート利用約款

第1章 総則

第1条 (本約款の目的)

本約款は、当クラブの電磁誘導式乗用カート(以下「カート」と称します)の利用に関する基準を定め、もって施設利用者および施設就業者等の安全ならびに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期すことを目的とします。

第2条 (本約款の遵守)

カートの発進と停止の操作(リモコンおよびカート本体にある発進・停止ボタンの操作)を行う者(以下「操作者」と称します)および当該カートの同乗者(以下「同乗者」と称し、操作者および同乗者をあわせて「利用者」と称します)は、カート利用に関し、本約款を遵守する義務を負います。

なお、キャディー付プレーの場合には、カートの一切の操作はキャディーが行いますので、全利用者は同乗者の扱いとなります。またセルフプレーの場合には、操作者または同乗者の扱いとなりますので、利用者は各々の約款上の扱いを十分に認識した上で本約款を遵守して下さい。

第3条 (操作等の制限)

カートは、当クラブ内のゴルフ場施設以外の場所で利用・操作することができません。

第2章 注意事項

第4条 (従業員の指示)

利用者は、カートの操作に際し、当クラブの従業員による指示に従って下さい。

第5条 (安全操作義務)

操作者は、カートの装置を確実に操作して、周囲の状況に応じ、他者に対する危害、あるいは施設に対する損傷を及ぼさないようにして下さい。

第6条 (走行場所)

やむを得ない事情によりカートを所定のカート用道路以外の場所において走行させる必要がある場合には、その旨を当クラブの従業員までただちに連絡して下さい。カートの移動は当クラブの従業員において行います。

第7条 (操作者の注意事項)

操作者は、カートの操作に際しては、次の事項を遵守して下さい。

1. 操作開始の際の注意事項

- カートの操作の開始は、必ず当クラブの従業員の指示に従って行って下さい。
- 操作の開始に際しては、必ずリモコンおよびカート本体にある発進・停止ボタンその他の装置が正常に作動することを確認して下さい。
- 発進は必ずカート周囲の安全を確認した上で行って下さい。

2. 走行の際の注意事項

- カート用道路の走行に関し、走行方法等の標示(強制停止点、交差点注意等)があるときは、これに従って下さい。
- カートの位置と前後の安全を確認しながら操作して下さい。
- カート用道路と管理用道路および進入路との交差点は十分注意した上で走行して下さい。

3. 停止時等の注意事項

- カートは斜面その他の不安定な場所または打球が当たるおそれのある場所に停止させないで下さい。
- カートを停止させるときに、フロントバンパーを蹴って停止させることはしないで下さい。

第 8 条 (同乗者の注意事項)

同乗者は、カートの利用に際し次の事項を遵守して下さい。

1. カートが発進および停止する際、あるいはカートが起伏のある場所、上下勾配所、曲折した場所付近など転倒・転落等の危険を伴う場所を走行する際は、必ず把持部分(アームレスト、アシストグリップ等)に掴まって下さい。
2. カートの走行中は、カートから身体、衣服、用具等がはみ出さないよう留意して下さい。
3. カートの前後には立ったり、近づいて歩かないで下さい。
4. 走行中のカートの前を歩いたり、直前を横切らないで下さい。
5. カートは急停止する場合がありますので、その直後を歩かないで下さい。また停車中のカートの後に立つときは、後続カートが来る場合がありますのでご注意下さい。
6. カートへの乗車は定員数を守りご利用下さい。

第3章 その他

第 9 条 (利用の中止)

1. 利用者に次の事由がある場合には、当該利用者につき操作を禁止し、カート利用を中止し、または施設利用を中止させていただくことがあります。
 - (1) 操作者に操作技術がないことが判明したとき。
 - (2) 利用者に本約款または当クラブが定めるその他の規定に反する行為があったとき。
2. 前項の事由にかかる利用者の同伴者に対しても、前項に準じた禁止および中止措置を取らせていただくことがあります。

第 10 条 (事故の場合の連絡)

利用者はカート事故が発生した場合ま

たはカートが故障した場合は、直ちにプレーを中断して当クラブの従業員もしくは最寄りの茶店を介しまたは携帯電話等によりマスター室へその旨を連絡した上、当クラブの指示に従って下さい。特にけが人がいる場合はその状態も併せて報告し、けが人の安全を確保することに努めて下さい。

第 11 条 (事故の場合の責任等)

1. 操作者がカート操作に関し、故意または過失により事故(以下「カート事故」と称します)を起こした場合には、被害者に対しこれにより生じた損害を賠償していただきます。
2. 同乗者が、故意または過失によりカート事故を起こし、またはカート事故を誘発した場合には、当該カート事故の内容に応じ、操作者と連帯してあるいは単独にて、被害者に対し、これにより生じた損害を賠償していただきます。
3. 利用者がカート事故の被害者となった場合において、当該利用者に帰責事由または本約款に反する行為があった場合には、事情に従い、その請求の全部または一部が認められないことがあります。
4. 当クラブは、その責に帰すべき事由による場合を除き、カート事故に関して一切の責任を負いません。

第 12 条 (本約款の改定)

1. 本約款は、必要に応じ当クラブの理事会の承認を経て改定されることがあります。
2. 本約款の改定に際しては、当クラブの施設内に1ヶ月以上の期間、改定事項を掲示しこれを公示します。
3. 本約款の改定は、前項の公示期間が満了した時にその効力を生じます。

付 則 本約款は平成30年4月11日から施行します。



多治見カントリークラブ

〒507-0017 岐阜県多治見市長瀬町3番地 TEL0572(23)7511